

#### 4. 複製可能な範囲

複製できる範囲については、「必要と認められる限度」内であり、必要もないのに著作物の全頁をコピーしたりするようなことは許容されません。

法35条1項但し書きにおいては、「著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には複製が許容されないこととされています。

どのような場合が利益を不当に害することになるかですが、例えば、担当クラスの生徒数をはるかに上回るような大量部数をコピーするようなことや、市販のワークブックやドリル、C A Iプログラムなどのように、本来的に学校の授業の過程における利用を目的として作成された補助教材を1部購入して生徒の数だけコピーするようなことは、明らかに権利者の利益を害するものであると考えられます。

一律な基準というものはありませんが、販売市場において売れ行きが低下するかどうか、将来的な潜在的市場に影響を与えるものであるのかどうかなどの観点から個別の判断が求められます。

なお、本条で複製が許容される場合、法第43条第1号の規定によって、著作物を翻訳、編曲、変形、翻案して利用することも認められています。したがって、海外の作品を翻訳したり、大部の作品を簡潔に要約したりすることができます。

また、法第48条第3号の規定により、出所の明示をする必要がありますので、プリント教材には著作者名や書籍名、出版社などの出典を明らかにしておきましょう。